

五島市監査等の品質管理方針

令和2年3月31日
五島市監査委員決定

1 趣旨

この品質管理方針は、監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）が五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に適合して実施されていることを確認するため、監査基準第11条第1項の規定に基づき、品質管理の方針及び手続を定めるものとする。

2 基本方針

監査基準に基づき監査等が適切に実施されているかどうかについての品質管理は、監査委員に関する事務を補助する職員等（以下「事務補助職員等」という。）が実施し、監査委員は、事務補助職員等が実施する品質管理を評価する。

なお、その結果不備が検出された場合は、監査委員は、関連する報告等に与える影響を勘案して、報告内容について修正の必要性を検討するとともに、品質管理の内容を適宜見直すものとする。

3 重点方針

監査委員は、特に次の点に留意して、その品質を確保する。

- (1) 実施計画において、監査等の対象とされたリスク又は着眼点は必要十分か。
- (2) 検出事項に関して、実施した手続の内容及び監査等の証拠による裏付けは、首尾一貫し、合理的かつ必要十分か。
- (3) 監査報告等の記述は、住民にとってわかりやすいか。

4 達成基準

実施した監査等が3の重点方針を全て満たしていることを、達成基準とする。

5 品質管理の実施方法

品質管理は、事務補助職員等が自ら確認を実施する。次に、監査委員は、事務補助職員等の説明又は復命内容の吟味を通じて、それらの内容が達成水準を満たしているかを評価するものとする。

6 品質管理の手続

(1) 品質管理の実施タイミング

品質管理は、次のとおり監査等の実施過程に沿って段階的に実施する。

- ア 年間監査計画策定時
- イ 実施計画策定時
- ウ 手続実施後

エ 監査報告等の作成時

オ 監査調書の保管時

(2) 品質管理のチェックポイント

監査等の実施過程において段階的に実施する品質管理のチェックポイントについては、「監査等の実務ガイドライン（全国都市監査委員会）」の「第6編 監査等の品質管理」の定めるところによる。

7 その他

この品質管理方針は、品質管理の状況、監査資源等を勘案し、適宜見直すものとする。

附 則

この品質管理方針は、令和2年4月1日から施行する。